

長 建 協 発 第 4 1 5 号
平成 2 6 年 1 2 月 8 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険のうち医療保険については、現在すでに建設業に係る国民健康保険に適法に加入している場合は、改めて全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に入り直す必要はありませんが、一部で誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われるとの情報が寄せられております。

つきましては、同保険の取扱いについて、長崎県土木部長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。